主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決の確定した事実関係のもとにおいては、原審が執行債権者たる被上告人に 過失を認め得ないとした判断は相当であつて、論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
克		田	池	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官